

令和3年第5回占冠村議会臨時会会議録（第1号）

令和3年10月25日（月曜日）

○議事日程

		開会宣告（午後1時30分）
日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期決定 諸般報告 議長諸般報告 村長行政報告
日程第3	議案第1号	財産の取得について
日程第4	議案第2号	令和3年度占冠村一般会計補正予算（第3号）
日程第5	議案第3号	令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（7名）

議長	8番	児玉真澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	細谷誠君		5番	下川園子君
	6番	小林潤君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
農林課長	小尾雅彦	林業振興室長	根本治
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	木村恭美	会計管理者	合田幸
財務担当主幹	鈴木智宏		
（教育委員会）			
教育長	多田淳史	教育次長	平川満彦

○出席事務局職員

事務局長	岡崎至可	事務補	三ツ谷陸翔
------	------	-----	-------

午後 1 時30分

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） 本日のご出席、皆様大変ご苦労様です。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから令和3年第5回占冠村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、2番、藤岡幸次君、3番、五十嵐正雄君を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎議長諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから、諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いいたします。今期臨時会に付議された案件は議案第1号から議案第3号までの3件です。

説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下記載のとおりです。

令和3年第4回定例会以降の議員の動向は、9月24日広報特別委員会①から記載のとおりです。

審議資料の4ページから5ページは令和3年8月分の例月出納検査の結果です。審議資料の6ページから7ページは令和3年9月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） 村長から行政報告のため、発言を求められておりますので、その発言を許可します。

村長。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので行政報告をいたします。

2ページになります。行政報告。1、主な用務等ではありますが、9月22日、令和3年第4回占冠村議会定例会以降の行動につきましては、3ページまでの記載のとおりでございます。

次に2、入札につきましては記載のとおり2件を執行しております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第3 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、議案第1号、財産の取得についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案第1号、財産の取得について。次のとおり財産を取得することについて地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、取得の目的です。国が推進する教育のICT化に向け、村内小中学校のICT環境整備及び災害時における臨時休校時に児童生徒の学びを確保するための環境整備を行うものでございます。

2、取得する財産、電子黒板4台、電子黒板用パソコン13台、タブレット端末32台、タブレット端末収納保管庫12台。

3、取得の方法については指名競争入札となっております。

4、取得価格1562万円。

5、取得先、旭川市東3条5丁目、リコージャパン株式会社販売事業部北海道支社道北営業部部长、大坂秀樹。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 質問させていただきます。具体的に予算に基づいた予算執行ということだと思っておりますが、こちらの取得概要の具体的な配布内訳と、いつ頃実行できるかとその2点について伺います。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） 藤岡議員の質問にお答えいたします。まず、電子黒板でございますが4台、占冠中学校に1台、トママ学校に1台、中央小学校2台としております。

それから、電子黒板用パソコン13台についてでございますが、こちらについては、占冠中学校4台、トママ学校3台、中央小学校6台です。

それから、児童生徒用のタブレット端末でございますけども、32台となっておりますが、このほかに教育委員会の別事業で34台購入予定でございまして、あわせて66台ございますけども、こちらについてはそれぞれ各学校の児童生徒数にあわせて配布を行いたいと考えております。

それから、タブレット端末の収納保管庫についてもそれぞれの児童生徒数にあわせた台数の収納が必要となってきますので、そちらにあわせて配布を行っていくということにしております。

それから、いつ頃配布予定かということでございますが、こちらの契約期間が令和4年3月18日までとなっております物品が整次次第各学校の方に配布をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 関連ですけれども、今日午前中に別件で、議会としてCS議会の打ち合わせということで、中学校にお伺いした中で、タブレットが半分以上故障してるという話が先生の中から出ていましたけれども、最近壊れたのかもしれませんが、だからその辺、もし修理等が簡単にいくものなのか、いかないものなのか確認いただいて、必要であれば少し前倒しで進めることが必要かと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） 私の方でその既存のタブレットの故障の関係は把握をしておりませんでしたので、教育長の方からその辺の説明があるということをお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 教育委員会の案件ですので、私の方から詳細について申し上げたいと思います。こちらにつきましては、既存のタブレット端末は調子が悪いですとか、繋がりがづらいですとか起動が遅いなどといったものが数多くあると聞いております。それで、それについては順次更新といいますか、修理できるものについては修理しているのですけれども、今回このGIGAスクールに伴う端末の更新を期に全てを入れ替える予定であります。そのほかに今、教員用にタブレットを購入しております、それを今週中くらいに配布をさせていただいてそれをまず活用していただくということで今進めているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、財産の取得についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、議案第2号、令和3年度占冠村一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書3ページをお願いいたします。議案第2号、令和3年度占冠村一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

令和3年度占冠村一般会計補正予算（第3号）は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6000万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。以下、第1表歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

議案書4ページをお開きください。まず、歳入につきまして14款、国庫支出金、2項、国庫補助金は、194万1千円の増額で、内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。19款、繰越金、1項、繰越金は、405万9千円の増額で、内容は、前年度繰越金となっております。

続きまして歳出につきましてご説明申し上げます。議案書5ページをお願いいたします。4款、衛生費、1項、保健衛生費は、歯科診療所特別会計繰出金で40万円の増額、7款、商工費、1項、商工費は、金利、保証料など

の金融面での支援事業補助金220万円、占冠村事業者感染防止対策支援金340万円で、計560万円の増額でございます。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 議案書11ページ、商工費18節で下段、占冠村事業者感染防止対策支援金ということで340万円計上しております。これに関わる業種及びそれぞれの件数それと上限額と設定しているのかその辺について伺います。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいまの小林議員のご質問にお答えいたします。議案書11ページになります。占冠村事業者感染防止対策支援金340万円の内容ということでございますけれども、まずこちらの支援金の交付の概要でございますけれども、基本的には第4次まで行われた支援金交付要領と変わりはありませんが、若干金額等に変更がありますので、そちらについてご説明をさせていただきます。

まず概要でございますけれども、村内の旅館や飲食店等における感染防止対策の推進のための支援金を交付するということです。宿泊事業者に対しては10万円、飲食事業者に対しては5万円、小売業者5万円、その他事業者3万円ということで設定をさせていただいています。

交付対象者でございますけれども、占冠村商工会会員である法人または、個人事業主でありかつ主たる事業所が占冠村内に有する者と

いうことにしております。

交付の申請期間でございますけれども、令和3年11月4日から令和3年11月26日までとするということでございます。感染防止対策支援金については以上でございます。

件数については、現在59事業体で考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、令和3年度占冠村一般会計補正予算（第3号）の件を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（児玉眞澄君） 日程第5、議案第3号、令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書13ページをお願いします。議案第3号、令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1

号)の提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2210万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

事項別明細書17ページをお願いします。17ページは歳入になります。3款、1項、繰入金、一般会計繰入金で40万円の増額です。

次に18ページは歳出です。2款、1項、医療費において、備品購入費で診療用備品購入費40万円の増額であります。これにつきましては診療機器を動かすためのコンプレッサーという機器がございまして、このコンプレッサーという機械のタンクに穴が開いていることが点検の結果見つかりまして、これについて修繕をするところでございますけれども機器自体が古いので修繕しても再発することが想定されることから今回更新をしていきたいということで予算の計上をさせていただいております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(児玉眞澄君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、藤岡幸次君

○2番(藤岡幸次君) 今説明の中にコンプレッサーが壊れてしまったということで急遽補正をかけて対応したいという話だったと思うのですが、診療所は村内2カ所ある中で、これ2カ所分の予算ということですか。仮に1カ所であればもう1カ所の診療所については同じようなコンプレッサーがあると思うの

ですが、それについては確認できるかどうかをお願いします。

○議長(児玉眞澄君) 住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長(伊藤俊幸君) これについては、占冠歯科診療所の分でございます。トマムについてはそういった不便は生じておりませんので今回は計上しておりません。

○議長(児玉眞澄君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○議長(児玉眞澄君) 以上をもって本臨時会に付議された案件はすべて終了しました。したがって会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって本臨時会は本日で閉会することに

決定しました

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第5回占冠村議会臨時会を閉会します。

閉会 午後1時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3 年 11 月 5 日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

(署名議員)

占冠村議会議員 藤 岡 幸 次

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄